

産業廃棄物の適正処理について



東京都環境局
産業廃棄物対策課

<はじめに>

産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者責任として委託契約の締結やマニフェストの交付、その他法令に定める基準等を遵守していただく必要があります。

しかし、根拠となる法令等は条文が難しく、間違えやすいポイントも多々あります。

法令等の基本的な事項を押さえ、廃棄物処理の正しい知識を身につけていただきたいと思います。

本日の説明内容

- 1 廃棄物の定義、分類、処理責任
- 2 排出事業者責任
- 3 産業廃棄物の保管
- 4 産業廃棄物処理委託契約
- 5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 6 不適正な処理委託の事例等
- 7 措置命令、罰則
- 8 優良認定業者の活用
- 9 有害物等の廃棄物処理について（アスベスト）（水銀）（PCB）
- 10 リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ！プロジェクト
- 11 まとめ

1 廃棄物の定義、分類、処理責任

廃棄物の定義

→ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条

- ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

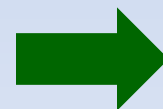
→ 廃棄物該当性の判断 ※「行政処分の指針」(環境省通知)

- 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため、不要となったものをいう



廃棄物に該当するか否かは

- ① 物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の手扱い形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思



総合的に
勘案して判断

廃棄物の分類

廃棄物

一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)

特別管理一般廃棄物

(爆発性、毒性、感染性のある廃棄物)

産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物で、
法令で定める**20種類**)

特別管理産業廃棄物

(爆発性、毒性、感染性のある廃棄物)



© pixta.jp - 20140042

産業廃棄物の種類①

(あらゆる事業活動に伴うもの)

1	燃え殻	8	金属くず
2	汚泥	9	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず
3	廃油		
4	廃酸		
5	廃アルカリ	10	鋳さい
6	廃プラスチック類	11	がれき類
7	ゴムくず	12	ばいじん

産業廃棄物の種類② (特定の事業活動に伴うもの)

	種類	具体例
13	紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業等
14	木くず	建設業、木材又は木製品製造業等
15	繊維くず	建設業、繊維工業(繊維製品製造業以外)
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業
17	動物系固型不要物	と畜場、食鳥処理場
18	動物のふん尿	畜産農業
19	動物の死体	畜産農業

20 : 1~19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

一般廃棄物

(産業廃棄物以外のものすべて)

・家庭廃棄物

一般家庭から出されるすべての廃棄物

例： 燃えるゴミ、資源ゴミ、粗大ごみ、その他

・事業系一般廃棄物

事業活動による廃棄物であるが産業廃棄物に該当しないもの

例： オフィスからの紙くずや木製家具、レストランからの厨芥、
その他

・その他

災害廃棄物、火災ゴミ

※ 建築物の解体時等における残置物は建物所有者等の一般廃棄物です。
(平成30年6月22日付け 環境省通知)

廃棄物の処理責任

- ・一般廃棄物

市町村が包括的な処理責任を有する

cf.廃棄物処理法6条、6条の2、地方自治法

- ・産業廃棄物

排出事業者が処理責任を有する

cf.廃棄物処理法3条、11条

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

※廃棄物処理法では、単に「事業者」という場合、排出事業者のことを指します。

2 排出事業者責任

排出事業者責任



- **事業者の責務(法第3条第1項)**
事業者は、その事業活動に伴って生じた**廃棄物を自らの責任において適正に処理**しなければならない。
 - **事業者の処理(法第11条第1項)**
事業者は、その**産業廃棄物を自ら処理**しなければならない。

自ら処理できない場合は…
⇒許可を持った産業廃棄物処理業者に**委託**しなければならない
(法第12条第5項)
- 【排出事業者の例外】(法第21条の3)**
「建設工事」の場合、元請業者が排出事業者！

建設廃棄物の処理責任

廃棄物処理法第21条の3第1項（条文）

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「**建設工事**」という。）が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（略）の規定の適用については、**当該建設工事**（他の者から請け負ったものを除く。）の**注文者から直接建設工事を請け負った建設業**（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「**元請負業者**」という。）**を事業者とする。**

※ 廃棄物処理法では、「事業者」とは排出事業者のことをいう。

建設廃棄物の処理責任

- 法第21条の3第1項が適用される「建設工事」とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれること

環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長通知

問われる排出事業者責任①

産業廃棄物の処理委託において不法投棄や不適正処理等が行われた場合は、
実行行為者はもちろん、**排出事業者も責任が問われる**可能性がある。



責任

問われる排出事業者責任②

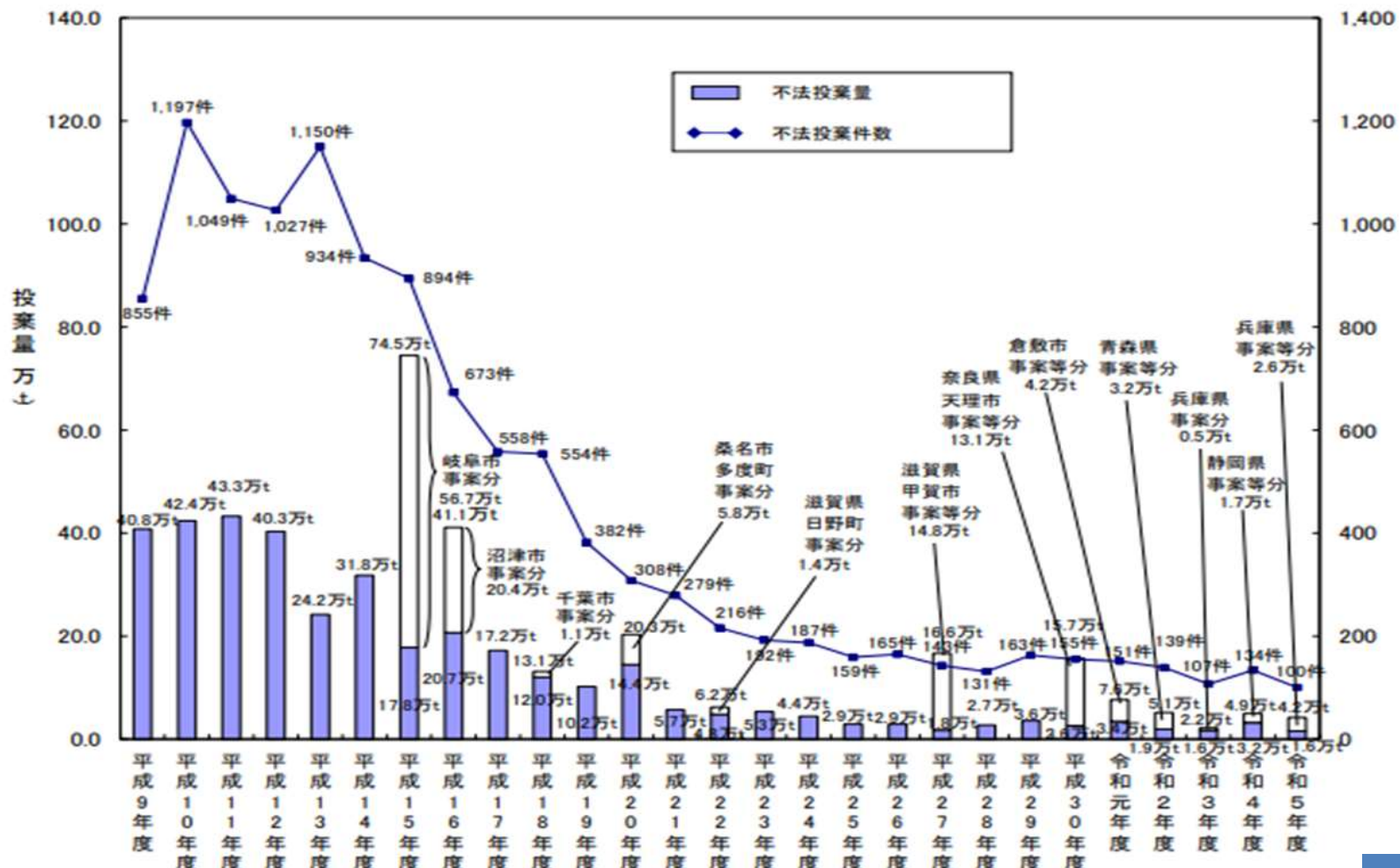
- 無くならない不法投棄や不適正処理
- 排出事業者責任の強化
 - たびかさなる法律改正、罰則の強化

過去の重大事件

- 香川県豊島(てしま)不法投棄事件
- 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件
- 冷凍カツ横流し事件 ⇒ 平成29年6月20日付
排出事業者責任に基づく措置に係る指導について(通知)

➢ 実行行為者だけでなく排出事業者も措置命令の対象

産業廃棄物の不適正処理の状況 (不法投棄件数・投棄量の推移)



令和5年度
不法投棄件数：
100件（前年度比 -34件）
不法投棄量
4.2万トン（前年度比 -0.7万トン）

不法投棄件数及び投棄量の推移

環境省資料より

豊島事件

出典：豊島・島の学校HP



廃棄カツ 過去にも横流しか

購入業者「以前も取引」

カレーチェーン店「C.C.」の廃棄物を購入する態勢が廃棄した冷凍カツがカツが横流しされ、スーパーに出回っていた問題で、廃棄を請け負った廃棄業者「ダイコー」(愛知県稲沢市)からカツを購入した製菓業者の業者関係者の男性(78)は14日、取材に「ダイコーとは平成26年ごろから2回、倉庫裏の冷凍カツを取引した」と説明した。

に製造され、ダイコーが廃棄処分を委託された製菓業者の冷凍カツが県内の精肉店に販売されていたと発表。ダイコーが過去にも廃棄カツを横流ししていた疑いが強まった。県警は同日、廃棄物処理法違反容疑でダイコーを家宅捜索した。

製菓業者「みのりメーンズ」(岐阜県稲穂市)側は、取引はダイコー側から持ちかけられたとしている。ダイコー側は愛知県の調査に



製菓業者「ダイコー」から押収物を選び出す調査関係者 14日午後、愛知県稲沢市

他人に収集運搬又は処分を委託する場合

産業廃棄物の委託に関する規準を遵守

- 収集運搬及び処分についてそれぞれ委託
- 委託基準の遵守
 - 産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可を持った者であり、委託内容が事業の範囲に含まれているもの
 - 書面契約
- 委託した廃棄物の処理状況を確認し、適正処理に必要な措置を講ずる（最終処分されるまで確認）
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用
- 再委託の原則禁止

排出事業者による処理状況確認の努力義務 (法第12条第7項)

- 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認**を行い、当該廃棄物について**発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置**を講ずるように努めなければならない。



【確認方法】

- ・実地確認
- ・HPなどの公表情報からの確認
(処理状況・施設維持管理状況など)



3 産業廃棄物の保管

産業廃棄物の保管基準

(法第12条第2項、第12条の2第2項
省令第8条、第8条の13)

- ア 周囲に囲いの設置
- イ 保管場所の表示
- ウ 保管高さ制限
- エ 飛散・流出等防止対策

ア 囲いの設置



イ 保管場所の表示

エ 飛散防止

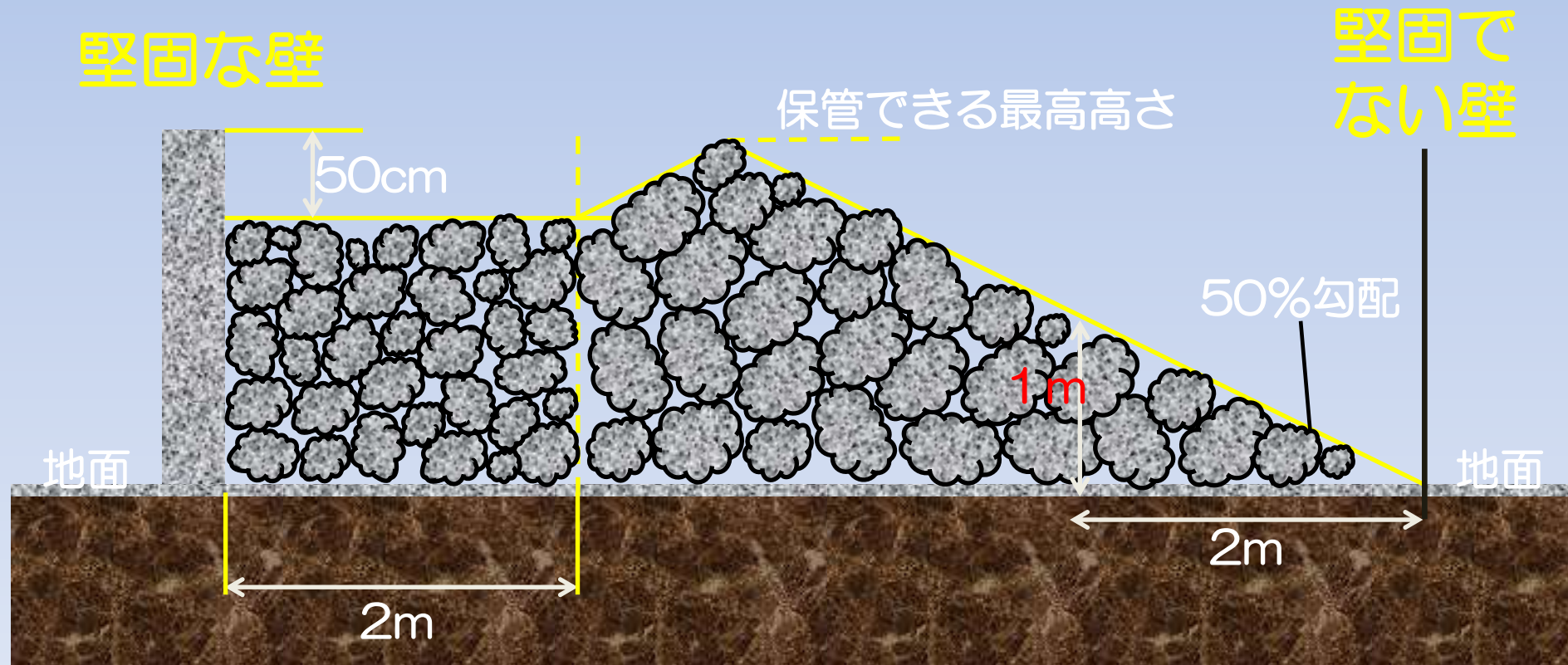
ウ 高さの制限



エ 流出防止



保管基準の具体例 (屋外で容器を用いずに保管する場合)



適正な分別・保管



保管基準

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理 者 氏 名	〇〇区△△町 1-2-3
運 送 先	株式会社 ○×工業
連 絡 先	□□課 東京 一部
	Tel 03-(1234)-XXXX
最大保管高さ	1.8m

60cm 以上 (高さ)

60cm 以上 (幅)

保管場所に掲示板の設置

水銀廃棄物の分類 (1/2)			
	I 水銀(金属水銀)・水銀化合物	II 水銀に汚染された廃棄物	III 水銀使用製品廃棄物
産 廃	 <p>水銀</p> <p>特管一類 <新設> 高水銀等</p> <p>特管二類 小中学校等(特定施設以外)から排出された水銀</p>	<p>特管二類 燃え殻、ぬいじりばいじん、汚泥、廃酸・廃アルカリ</p> <p>特管三類 特定有害廃棄物 <新設> 水銀含有ばいじん等</p> <p>特管三類 汚染された有害廃棄物(特定施設以外)</p>	 <p><新設> 水銀使用製品廃棄物</p>
一 廃	特管一類 <新設>		

水銀廃棄物(蛍光管等)等の有害なものとの分別

排出事業者の皆様へ

小型充電式電池(リチウムイオン電池などの二次電池)は取扱いに注意をお願いします

誤った取扱いで火災等が発生し、大変危険です

す。
:スマー

リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池・小型制御弁式鉛蓄電池があり、それぞれの電池にはリサイクルマークが表示されています。

小型充電式電池

			
Li-ion	Ni-Cd	Ni-MH	Pb
リチウムイオン電池	ニカド電池	ニッケル水素電池	小型制御弁式鉛蓄電池

小型充電式電池が使用されている主な製品

携帯電話・スマートフォン・モバイルバッテリー・パソコン・デジタルカメラ・携帯型ゲーム機

建設現場では、ファン付作業服、作業灯、パイロンなどが該当します。

リチウムイオン電池等の危険なものとの分別

事業場外保管

(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項)

排出事業者自らが、事業活動に伴い**産業廃棄物を生ずる事業場以外**の場所に**産業廃棄物を保管しようとするときには、あらかじめ保管する前に東京都に届け出**なければならない。

① 対象となる産業廃棄物

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)

② 対象となる保管面積

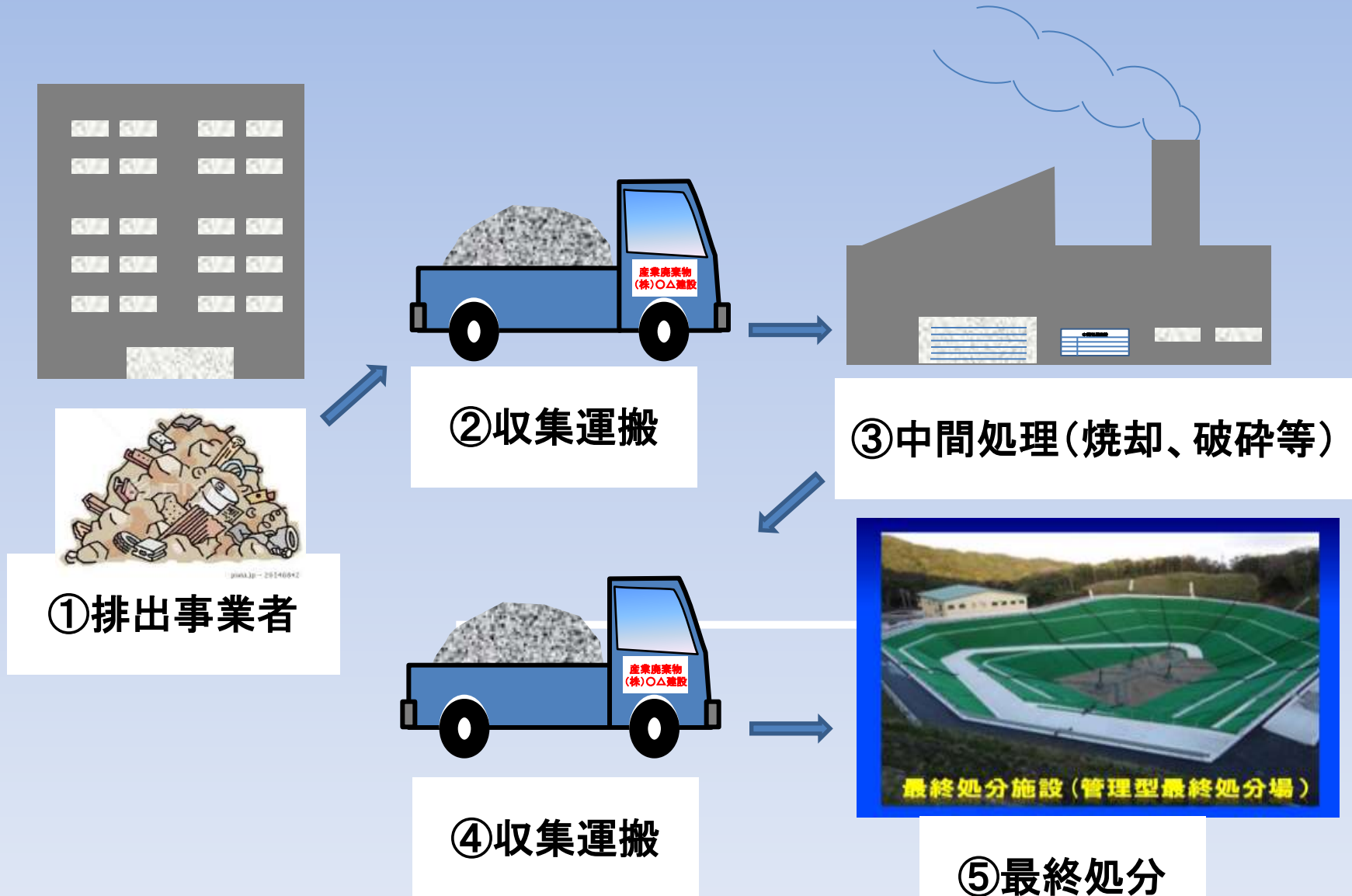
300 m²以上の保管場所で行う保管

【次の保管は対象外】

- ・排出事業者が**産業廃棄物収集運搬業の許可(積替保管を含む。)**又は**産業廃棄物処分業の許可**を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・排出事業者が**産業廃棄物処理施設の設置許可**を受けており、当該施設で行う処分又は再生に伴って行う保管
- ・排出事業者が**PCB特別措置法第8条の届出**を行った場合における、当該届出に係る**PCB廃棄物の保管**

4 産業廃棄物処理委託契約について

産業廃棄物の処理の流れ



産業廃棄物処理の委託契約



【委託基準】(法第12条第5項、6項)

- ・収集運搬業者
 - ・処分業者
- } それぞれと契約
- ・**書面での契約、法定事項を漏れなく記載**
産業廃棄物の種類・数量・性状及び荷姿に関する事項、
契約の有効期間、料金、等
 - ・**書面の添付**
産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)許可証

委託契約書における法定記載事項①

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	

委託契約書における法定記載事項②

委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等 又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の 6 項目）に変更があった 場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

☆ 収集運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者に収集運搬から処分までを委託する場合は、1本の契約書での契約が可能です。その場合の契約書は上表の両方（収集運搬、処分）の項目全てが含まれていることが必要です。

★法定記載事項は契約書の中に全てを記載する必要があります。

東京都が排出事業者向けに作成している「モデル契約書」をご活用ください。

WDS (廃棄物データシート)

■廃棄物を適正に処理するためには、**その廃棄物の特性に応じた処理が必要**です。

■処理過程において**有害物質等の情報が排出事業者から処理業者に十分提供されないことに起因する事故**や有害物質の混入等の課題が発生することがあり、廃棄物情報の適切な伝達が求められています。

■そのため、処理過程における事故を未然に防止するため、情報提供の望ましいあり方をガイドラインとして環境省が示しました。

■平成 18 年 7 月から委託契約書の中に「有効期間中に適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達に関する事項」を記載することが義務付けられたことから、**排出事業者は、産業廃棄物の処理委託に当たって、廃棄物情報をWDS等で通知し、これを基に処理業者と十分打合せを行うことが求められています。**

＜表 面＞ 管理票 廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
 作成日 平成 年 月 日 記入者

1 排出事業者	名称 所在地 〒 TEL FAX	所属 担当者
2 廃棄物の名称		
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	MSDSがある場合、CAS No.	
<input type="checkbox"/> 分析表添付(組成) <input type="checkbox"/> 廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> その他()	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。 ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合は <input type="checkbox"/> 石鹸含有産業廃棄物、 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物、 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等、 <input type="checkbox"/> 特別管産 産廃物	
4 特定有害廃棄物 ()には、 鉛又はその化合物 無しは×、混入の可能性があれば△	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)	
5 特定有害廃棄物 ()には、 鉛又はその化合物 無しは×、混入の可能性があれば△	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロベン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム (有害) カドミウム又はその化合物 () シクロクタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () オヘンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアノ化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()	
6 PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。	
7 水道水源における消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> トラクロロエチレン () <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> トラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブromクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(臭素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物質(臭化カリウム等)	
8 その他含有物質 ()には、 混入有りは○、 無しは×、混入の可能性があれば△	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()	

9 有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10 廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11 品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13 荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車面() <input type="checkbox"/> その他()
14 排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・ μ g・m ³ ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15 特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)
- ・産業廃棄物の発生工程等
 「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

＜排出事業者及び処理業者内容確認＞

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

＜変更履歴＞

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度と趣旨

趣旨

- 排出事業者が廃棄物の処理状況を確認することで不法投棄などの不適正処理を未然に防止することが目的

**他者に廃棄物処理を委託しても
排出事業者の処理責任は残る**

マニフェスト制度

排出事業者は

- 引渡時に必要事項を記入したマニフェストを自ら交付する
- 交付したマニフェストの返送を確認する
- 期日まで返送されない場合は、必要な措置を講ずる
- 返送されたマニフェストは定められた期間保管する

産業廃棄物管理票 (マニフェスト)



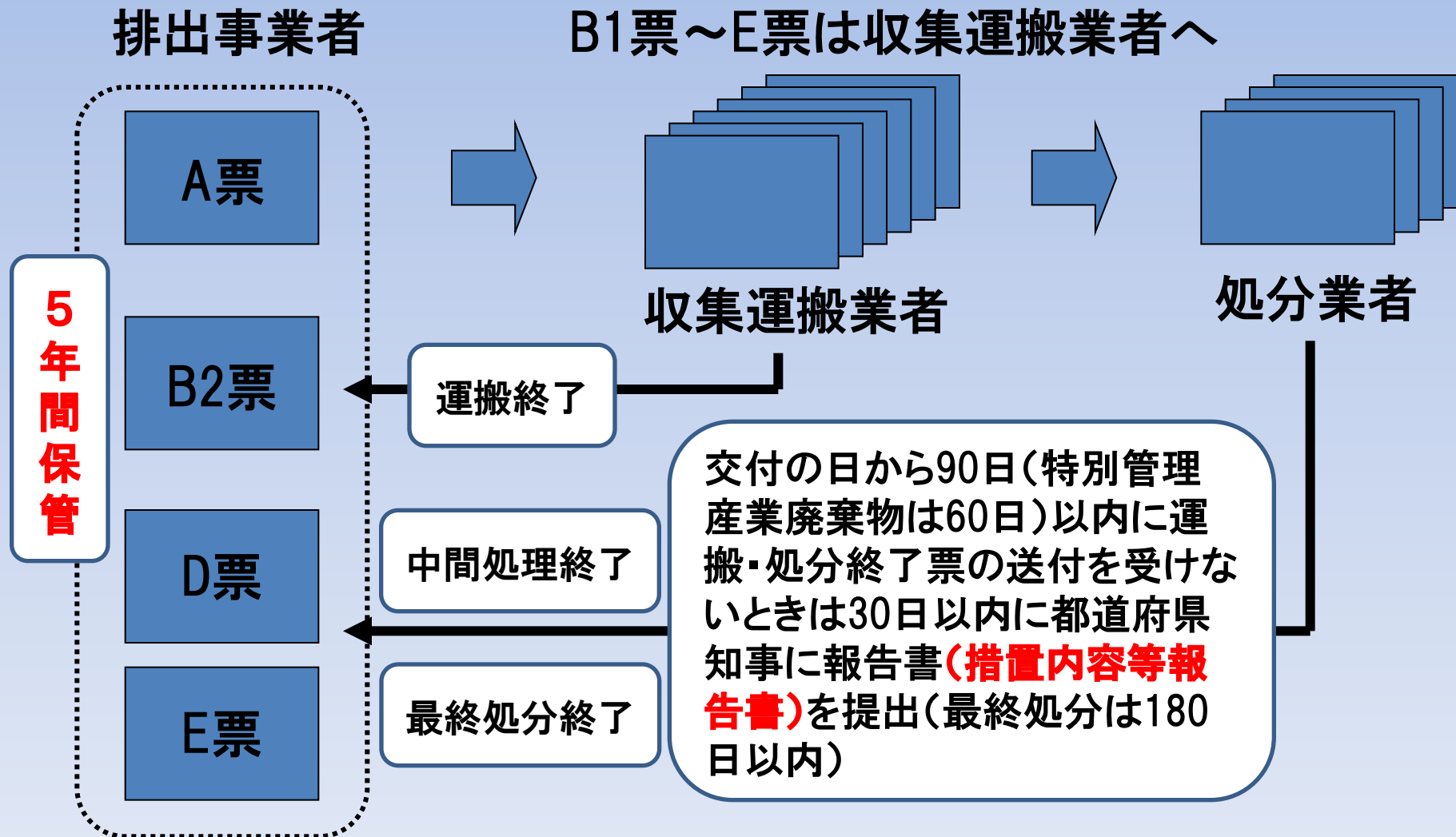
産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、**・産業廃棄物の引き渡しと同時に・**産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した**産業廃棄物管理票を交付しなければならない。**

(法第12条の3第1項)



引き渡した産業廃棄物と一緒に回付して、各段階における返送の確認により、排出事業者等が産業廃棄物の適正処理を確認するツール

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ



紙マニフェスト記載例（A票）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）記載例（1品目）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日 平成 27年 9月 6日 交付番号 21257367530 登録番号 交付事業者 東京太郎

排出事業者 東京〇〇株式会社 名称 新宿工事事務所
住所 〒 東京都新宿区西新宿 2-0-△ 所在地 〒 東京都新宿区西新宿 〇-〇-△

種類(普通産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	備考
<input type="checkbox"/> 2000 燃えがら	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	⑤ 10kg	⑥ フレコンバッグ (プラスチック容器)
<input type="checkbox"/> 2001 汚泥	<input type="checkbox"/> 7010 ミニ生体(有害)		
<input type="checkbox"/> 2002 廃油	<input type="checkbox"/> 7100 焼融(有害)		有害物廃棄物 処分方法 (破碎)
<input type="checkbox"/> 2003 焼融	<input type="checkbox"/> 7110 焼融(有害)		
<input checked="" type="checkbox"/> 2004 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 7200 廃アルカリ		
<input type="checkbox"/> 2005 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 7210 廃プラスチック類		
<input type="checkbox"/> 2006 紙くず	<input type="checkbox"/> 7220 紙くず		
<input type="checkbox"/> 2007 木くず	<input type="checkbox"/> 7230 紙類(有害)		
<input type="checkbox"/> 2008 繊維くず	<input type="checkbox"/> 7240 繊維くず		
<input type="checkbox"/> 2009 動植物性残渣	<input type="checkbox"/> 7250 動物性廃棄物		
<input type="checkbox"/> 2100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7260 植物性廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 7300 PCB類		
	<input type="checkbox"/> 7400 廃鉛酸電池		
	<input type="checkbox"/> 7410 廃石炭等		
	<input type="checkbox"/> 7420 廃下水汚泥		
	<input type="checkbox"/> 7430 紙くず(有害)		

備考 ①は、法に記載規定がない事項

管理票交付書(処分委託書)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
 廃棄記録のとおり
 当票記録のとおり

最終処分場の種類
 委託契約書記載のとおり 〇〇県△市〇×番地(又は 〇△環境(株)最終処分場)
 当票記録のとおり

運搬委託者 氏名又は名称 〇△環境 株式会社
住所 〒 東京都新宿区 〇-〇-△

処分委託者 氏名又は名称 〇△環境 株式会社
住所 〒 〇〇県△市〇×番地

運搬又は処分事業者 氏名又は名称 〇△環境 株式会社
住所 〒 東京都新宿区 〇-〇-1△

発行人：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

照合年月日
A 平成 27年 9月 10日
B 平成 27年 9月 19日
C 平成 27年 10月 25日

「運搬又は処分が終了した場合に、法の「終了の確認」として、照合年月日を記載している。」

- 廃棄物の引渡しと同時
- 廃棄物の種類ごと
- 運搬先ごと

排出事業者が自ら必要事項を漏れなく記載する

管理票の不交付、不回付、不送付、不記載、虚偽記載、保存義務違反、
⇒1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

紙マニフェスト記載例（D票）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票

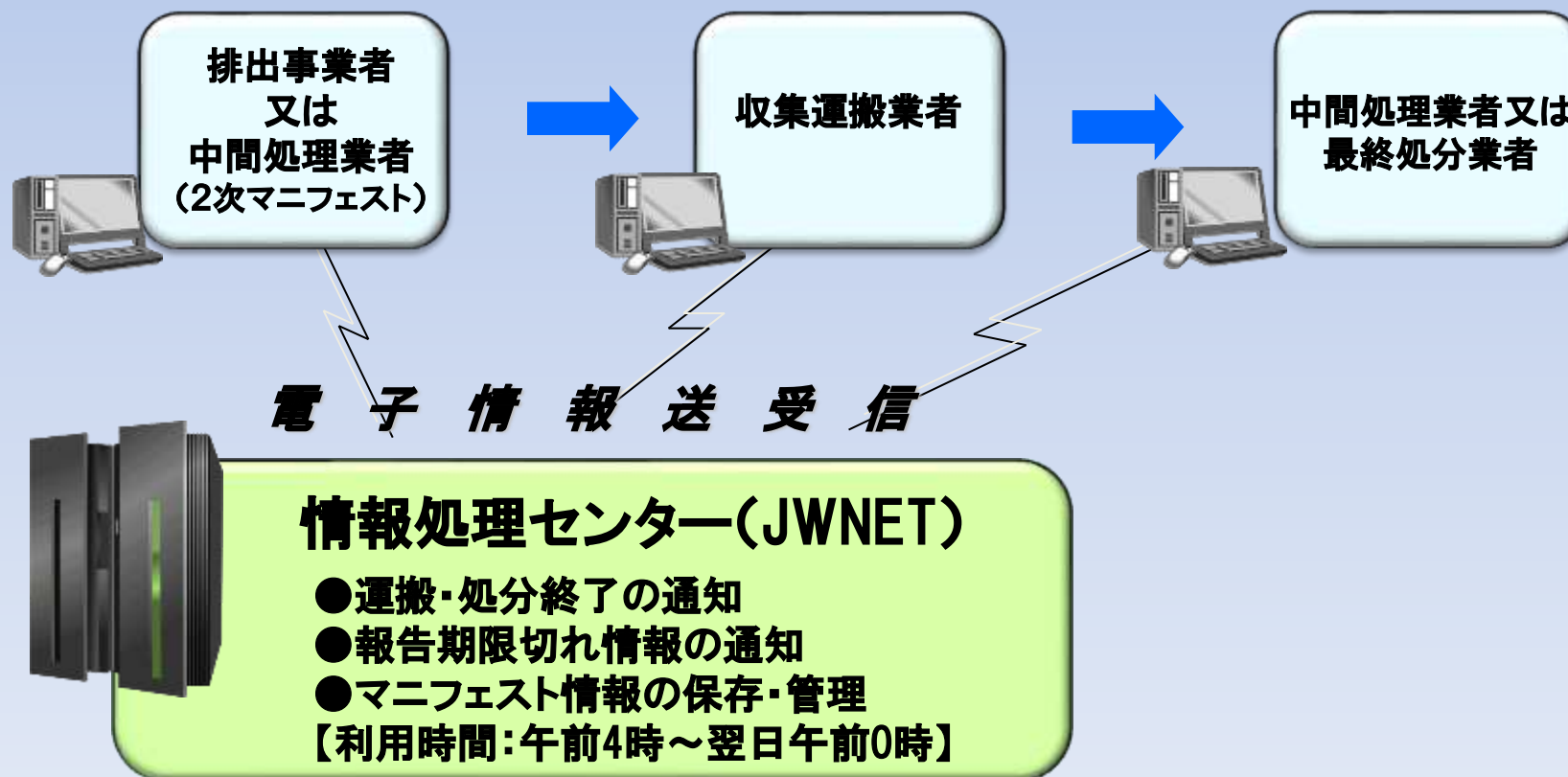
交付年月日 平成 27 年 9 月 16 日	交付番号 21257367530	登録番号	交付担当者 氏名 東京太郎
排出事業者 氏名又は名称 東京〇〇 株式会社	住所 〒 東京都新宿区西新宿 2-0-△	電話番号	名称 新宿工事事務所
			所在地 〒 東京都新宿区西新宿 0-0-△
種類（普通の産業廃棄物）		種類（特別管理産業廃棄物）	
<input type="checkbox"/> 8100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 1000 引火性液体	<input type="checkbox"/> 1424 燃えがら（有害）
<input type="checkbox"/> 8200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 石膏・珪酸塩（有害）	<input type="checkbox"/> 1010 引火性固体（有害）	<input type="checkbox"/> 1425 雑油（有害）
<input type="checkbox"/> 8300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 2100 強酸	<input type="checkbox"/> 1426 汚泥（有害）
<input type="checkbox"/> 8400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 2110 強酸（有害）	<input type="checkbox"/> 1427 汚酸（有害）
<input type="checkbox"/> 8500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 2200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 1428 廃アルカリ（有害）
<input checked="" type="checkbox"/> 8600 プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 2310 廃アルカリ（有害）	<input type="checkbox"/> 1429 ばいじん（有害）
<input type="checkbox"/> 8700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 2320 有害性廃棄物	<input type="checkbox"/> 1430 汚染物（有害）
<input type="checkbox"/> 8800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 3号廃棄物	<input type="checkbox"/> 2410 PCB類	
<input type="checkbox"/> 8900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4300 放射性廃棄物	<input type="checkbox"/> 2420 廃石綿等	
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 2430 指定下水汚泥	
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 2820 紙くず（有害）	
数量（及び単位） 10kg フレコンバッグ（プラスチック容器）			
有害物質等 （破碎）			
結合方法			
備考・通信欄			
中間処理 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃棄記録のとおり <input type="checkbox"/> 管理記録のとおり			
最終処分 の場所 名称/所在地/電話番号 委託契約書記載のとおり 〇〇県△市□×番地（〇△環境（株）最終処分場）			
運搬受託者 氏名又は名称 〇運搬 株式会社		名称 〇△環境 〇△クリーンセンター	
住所 〒 東京都新宿区 0-0-△		所在地 〒 〇〇県△市□×番地	
電話番号		電話番号	
氏名又は名称 〇△環境 株式会社		名称 〇運 ##保管センター	
住所 〒 〇〇県△市□×番地		所在地 〒 東京都新宿区 0-0-1△	
電話番号		電話番号	
運搬の委託 （委託者の氏名又は名称） 〇運輸 運輸△朗	受領印 平成 27 年 9 月 15 日	数量（及び単位） 0.5kg	
処分委託 （委託者の氏名又は名称） 〇△環境 処分〇雄	受領印 平成 27 年 9 月 15 日	最終処分 平成 27 年 9 月 15 日	
名称/所在地/電話番号 （委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号） 1 売却：〇〇県△市□×番地 〇△環境〇△クリーンセンター-5kg 27/9/15			
発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会			

廃棄物の処分完了後、
排出事業者に戻って来る。
→受託者が必要事項を記載している
か確認
→5年間の保存義務

電子マニフェストの概要

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要



電子マニフェストのメリット

- マニフェストをシステム上で**自動保存するため、紛失の心配なし**
- システムにより、**法定記載項目の入力漏れや、処理の確認期限切れを防止**
- 排出事業者、収集、処分業者の3者が**情報共有し、勝手にデータ修正等ができない**
- マニフェスト交付状況の**行政報告が不要**
(JWNETが一括報告)

事務の効率化、法令遵守の徹底、データの透明性

電子と紙の比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<p>○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、3日以内※にマニフェスト情報をJWNETに登録</p> <p>※3日以内には以下の①～③は含まれません。 ①廃棄物を引渡した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日～1月3日)</p>	<p>廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡しと同時に、マニフェストを交付</p>
処理終了確認	<p>JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)や一覧表により確認</p>	<p>○運搬終了報告:B2票とA票を照合して確認 ○処分終了報告:D票とA票を照合して確認 ○最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認</p>
マニフェストの保存	<p>マニフェストの保存が不要 (JWNETが保存、5年分は照会・ダウンロード可能)</p>	<p>○交付したマニフェストA票を5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存</p>
産業廃棄物管理票交付等状況報告	<p>都道府県・政令市に排出事業者からの報告は不要 (JWNETが報告)</p>	<p>報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が自ら報告書を提出</p>

現状①（電子化率等）

全国登録件数と電子化の推移



※JWセンター集計 電子化率は分母を5千万で固定

現状②（都内処理業者数）

- 電子マニフェスト対応
処理業者数

→産廃処理業者検索
システムで表示可

○収集運搬 約4,800事業者

○処分 約230事業者

*検索システム

→「東京都 産業廃棄物処理
業者検索」でクリック

https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx

産業廃棄物処理業者情報の検索

東京都知事の許可を受けている許可業者の情報を検索することができます。
検索条件を一つ以上入力して、「検索」ボタンをクリックしてください。

※JavaScriptを有効にしてください。

都独自の優良認定 産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナル 産廃エキスパート 産廃プロフェッショナル
東京都の実施している第三者評価制度における認定業者から選択する場合はチェックを入力してください

許可番号
都許可番号(13～X10桁)あるいは統一許可番号(6桁)を半角数字で入力ください。

業者名
業者名の全体か、一部をご入力ください。

代表者氏名
代表者氏名の全体か、一部をご入力ください。

許可住所
業者の本社所在地の全体か、一部をご入力ください。

施設住所
業者の施設所在地の全体か、一部をご入力ください。

業の区分
業の区分を必ず選択してください

許可年月日 西暦 年 月 日～ 年 月 日 [→検索方法ヘルプ](#)
許可年月日は、初めて許可を取得した日のことを言います。

取り扱う産業廃棄物

<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 廃酸
<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず
<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 動植物性残渣	<input type="checkbox"/> 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> ゴムくず
<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 鉱さい	<input type="checkbox"/> がれき類
<input type="checkbox"/> 動物のふん尿	<input type="checkbox"/> 動物の死体	<input type="checkbox"/> ばいじん	<input type="checkbox"/> 政令13号物

取り扱う産業廃棄物の種類を選択してください。
複数選択した場合は、選択した全ての産業廃棄物を扱う業者が表示されます。

石棉含有産業廃棄物 水銀使用製品産業廃棄物 水銀含有ばいじん等

登録車両番号
車両番号の全体をご入力ください。
ナンバー、ボディ、右などは入力しないでください。【例】東京00あ000

電子マニフェスト 有
選択した場合は(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JVNFT)に「加入情報の公開可」にして登録した業者が表示されます。

検索

参 考 情 報

- JWセンターHP

- 電子manifestoをはじめよう(冊子)
- 電子manifesto早わかりムービー

- 庁内ポータルサイト



- 環境局作成動画「電子manifestoの利用に向けて」

【YouTube動画】

- ・環境局HPに掲載
- ・「資源循環推進部 YouTube」で検索！

https://www.youtube.com/watch?v=ugw-uG_q9qQ



6 不適正な処理委託の事例等

不適正な処理委託の事例



- 産業廃棄物の許可のない出入りの納品業者等に廃棄物の処理を依頼
- 清掃委託業者に廃棄物の処理を任せている
- 処分業の許可を持たない収集運搬業者に処分も含めて委託している
- 契約書を作成していない、契約書必要記載項目に不備がある
- マニフェストを交付していない
- マニフェストの記載を収集運搬業者に任せている

こんな処理業者には**要注意**！



- 契約書を交わそうとしない
- 「マニフェストはこちらで作成します」と言う
収集運搬業者
- 「中間処理業者はこちらで選んでおきますから」と言う
収集運搬業者
- 「なんでも処理できますよ」と言う処理業者
- リサイクルするので、契約やマニフェストは不要
ですと言う処理業者
- 「うちはリサイクル業者ですから、産業廃棄物
処理業の許可は不要なんです」と言う処理業者

7 措置命令、罰則

排出事業者責任を果たしていない？



処理委託しても責任を問われることがある

委託基準違反

《例》 ●無許可業者に廃棄物処理を委託した

マニフェスト交付義務違反等

《例》 ●マニフェストの交付・保存が不適切

注意義務違反

《例》 ●著しく安い処理料金で業者に委託

●処理の状況の未確認

不法投棄等

不法投棄等

生活環境保全上の支障があり、行為者の資金力不足等により原状回復が困難な場合

排出事業者

懲役
罰金

排出事業者

措置
命令

(都道府県知事より撤去命令が出される)



措置命令（廃棄物の撤去命令） 【第19条の5、19条の6】

・措置命令とは…

「廃棄物を撤去しなさい」と命令できる
行政処分

⇒ 不法投棄等の実行行為者だけでなく、
排出事業者等にも命令できる

＊青森・岩手県境不法投棄事案でも、
無許可業者に委託した、大手の物流会社や
玩具メーカー等が命令を受け廃棄物を撤去

青森・岩手県境不法投棄

不法投棄のあった岩手・青森県境の現場（投棄量約 151 万トン）



出典：岩手県HP

東京都内で実際にあった事例

- 平成15年2月、都内の医療機関及びクリーニング・チェーン店から回収された感染性廃棄物等（感染性廃棄物1,330箱、廃液250個、クリーニング廃棄物2トントラック5台分）が八王子市内の駐車場等に放置されているのが発見される。



廃棄物処理法の罰則



違反項目：排出事業者に係る主なもの	罰則
廃棄物の不法投棄、不法焼却、不正輸出	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人重課 3億円以下の罰金)
無許可業者への委託	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
措置命令(支障の除去)違反	
委託基準違反(許可内容未確認、契約書不備など)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
改善命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
マニフェスト不交付、不正交付	
マニフェスト保存義務違反	
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金
報告徴収違反、立入検査に対する拒否・妨害	

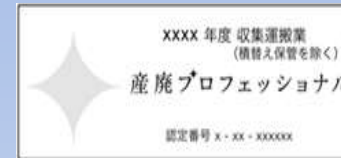
これまで解説したように、排出事業者責任は重く、不適正処理を行うと罰則が適用されたり、措置命令等の行政処分が行われる場合があります。

このため、都では、安心して信頼できる処理業者を選択するためのツールとして「**第三者評価制度**」を設け、**産廃エキスパート**、**産廃プロフェッショナル**として認定しています。

8 優良認定業者の活用

優良認定制度の活用

産業廃棄物処理業者の「第三者評価制度」 ～東京都優良性基準適合認定制度～



【概要】

都が平成21年10月に全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の**適正処理・資源化・環境負荷低減の取組**に係る第三者評価制度。業者の任意の申請に基づき、第三者評価機関として都が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度。

【ねらい】

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

優良認定制度の概要

項目	産廃エキスパート・プロフェッショナル 第三者評価制度（都認定制度）	優良産廃処理業者 （国認定制度）
目的	適正処理、資源化、環境負荷に積極的に取り組む事業者の優良性を評価し、もって適正処理、資源化、循環型社会形成に寄与	優れた処理能力・実績を持つ業者への特例付与と優良業者へ委託しやすい環境を整備することにより処理の適正化
評価主体と手法	東京都知事の第三者評価機関の評価員が書面審査及び現地審査により認定	許可権者（都道府県知事又は政令市長）が書面審査により認定
認定数	産廃エキスパート <u>143社</u> 産廃プロフェッショナル <u>73社</u> （令和7年4月時点）	<u>625社</u> （令和7年4月時点） ※都の業に付与している者に限る
情報提供	東京都 公益財団法人東京都環境公社	産廃情報ネット

優良認定業者の確認①

・都認定業者

✓ 東京都産業廃棄物処理業者検索システム(環境局HP)

➡ 産廃エキスパート、プロフェッショナルを上位に表示

合計 10 件 1 / 1 ページ

検索結果PDF出力

※(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)の登録情報より表記しています

都独自の優良認定	許可番号	業者名		電子マネーリスト※	施設種類 (○は取扱い可能、△は限定ありの取扱い)																						
	業の区分	代表者氏名			取扱い廃棄物																						
	許可期限	郵便番号	許可住所		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	政令13号	石綿含有産業廃棄物	水銀含有製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
★	収集運搬 2022/05/	代表取締役	東京都世田谷区	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★	収集運搬 2027/05/	代表取締役	東京都世田谷区		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	収集運搬 2024/03/	代表取締役	東京都世田谷区	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

優良認定業者の確認②

・国認定業者

✓ 産業廃棄物処理事業振興財団検索サイト
(さんぱいくん)

➡ 都道府県及び政令市別に表示可能

WMF 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

さんぱいくん | さんぱいくん

さんぱいくんホーム | データ閲覧・検索メニュー

優良認定業者検索

都道府県・政令市において、廃棄物処理法に基づき優れた能力と実績を有する産廃処理業者(優良認定業者)として認定され、環境省に報告された事業者を検索します。
(最終更新日: 2023(令和5)年04月19日)

優良認定をした自治体 (選択はこちら)	<input checked="" type="checkbox"/> いずれかの自治体で優良認定を受けている 指定なし
優良認定を受けた業の区分	<input checked="" type="checkbox"/> いずれかの区分で優良認定を受けている <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業
電子マニフェスト対応	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
業者番号	<input type="text"/> ※半角数字 (許可番号の下8桁)
処理業者名	<input type="text"/> ※全角50文字以内

9 有害物等の廃棄物処理について (アスベスト)

アスベスト（石綿）廃棄物について

○廃石綿等（飛散性アスベスト、レベル1、レベル2）

- ・ 建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿。
- ・ 人の接触、気流及び振動等により石綿保温材等と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ・ 特別管理産業廃棄物として特に慎重に処理

○石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト、レベル3）

- ・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの
- ・ 普通の産業廃棄物として処理（破碎せずに埋立）

アスベスト含有建材の産業廃棄物の種類

対 象	石綿含有吹付け材		保温材・断熱材・耐火被覆材		保温材	石綿含有成形板等 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有下地調整塗材)・石綿含有仕上塗材
作業内容	除去	封じ込め 囲い込み	通常の除去	掻き落とし等 による除去	非石綿部で切断・ 搬出	手ばらし解体
基本レベル	レベル1		レベル2	レベル1に準じ る	レベル2	レベル3
産業廃棄物の 分類	特別管理産業廃棄物 (廃石綿等)					石綿含有産業廃 棄物
主な使用用途	鉄骨、はり耐火被覆材 天井断熱材 機械室吸音材		配管保温材 煙突断熱材			天井、壁材 住宅屋根材、外壁材 建築用仕上塗材 等

注) 作業に使用したシート、マスク、保護衣、作業着等は特別管理産業廃棄物と同等に
解釈される場合がありますので、取扱いについては各自治体にお問い合わせ下さい。

アスベスト廃棄物の取扱い（保管場所の表示）

【石綿含有産業廃棄物の保管場所の例】

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)
管理者の氏名及び連絡先	〇〇〇〇〇会社 電話 〇〇〇〇 ××××
最大保管高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)	〇〇m

【廃石綿の保管場所の例】

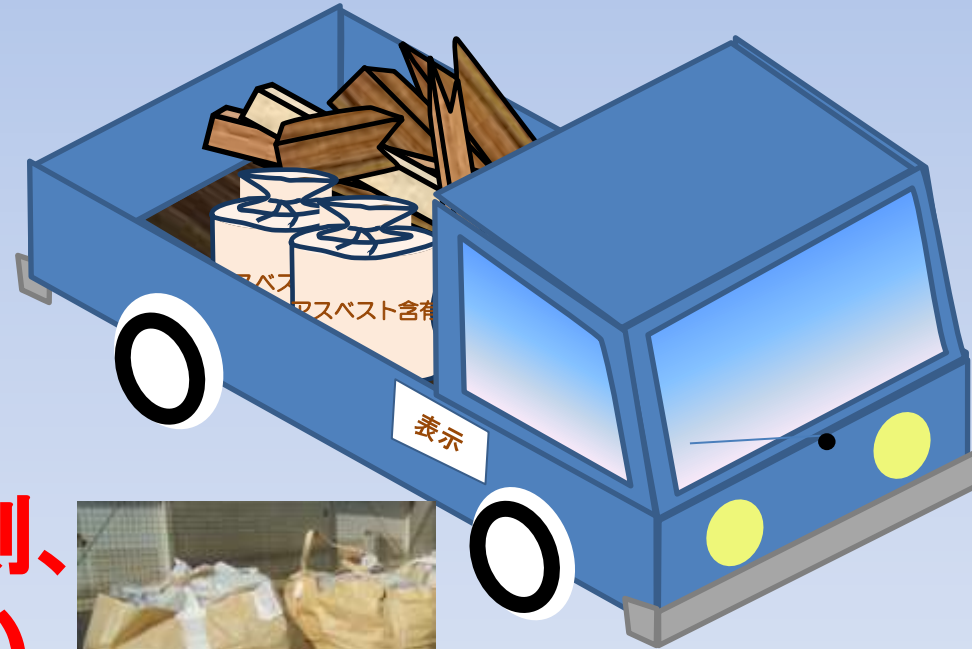
特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃石綿等
管理者の氏名及び連絡先	〇〇〇〇〇会社 電話 〇〇〇〇 ××××
最大保管高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)	〇〇m

60cm × 60cm以上の大きさ

アスベスト廃棄物の措置



容器に入れるなどして、他の物と分けて運搬



石綿含有廃棄物は、原則、運搬途中で破碎等しない



アスベスト廃棄物の処分

破砕等の処理は認められていません！

① 溶融

ア 溶融設備で溶融

イ 溶融後は、普通の産業廃棄物
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

② 最終処分(埋立)

ア 廃石綿等 ・大気中への飛散防止措置(二重梱包)
・管理型処分場の一定の場所に埋立て
・飛散防止の覆土

イ 石綿含有産業廃棄物
・安定型処分場の一定の場所に埋立て

参考資料（ホームページ）

●環境省

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」

<https://www.env.go.jp/content/900534247.pdf>

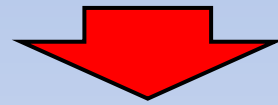
●国土交通省「目で見るアスベスト建材」

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

9 有害物等の廃棄物処理について (水銀)

水銀廃棄物に関する廃棄物処理法施行令の改正経緯

- 平成25年10月 「水銀に関する水俣条約」の採択
- 平成27年 2月 中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」
- 平成27年11月 「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の公布



「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の改正概要

廃掃法上の区分	平成28年4月1日施行	平成29年10月1日施行
廃水銀等	「廃水銀等」を特別管理産業廃棄物に指定 など	処分基準の追加 など
水銀含有ばいじん等	—	「水銀含有ばいじん等」の区分新設 など
水銀使用製品産業廃棄物	—	「水銀使用製品産業廃棄物」の区分新設 など

水銀廃棄物の廃棄物処理法上の分類（イメージ）

特別管理産業廃棄物

①廃水銀等

②特定有害産業廃棄物
(鉍さい、ばいじんなど5品目)

(普通の) 産業廃棄物

③水銀含有ばいじん等
(ばいじん、鉍さいなど6品目)

④水銀使用製品産業廃棄物
(金属くず、廃プラなど20品目)

水銀廃棄物だが、法令上①～④に該当しない物
(性状により①～④に準じた取扱いが望ましい)

東京都環境局リーフレット 「水銀廃棄物の取扱いについて」 (1/4ページ)

水銀廃棄物の分類 (1/2) 水銀廃棄物について

<p>I 水銀(金属水銀)・水銀化合物</p> <p>水銀</p> <p>水銀を含む廃棄物</p> <p>水銀を含む廃棄物</p> <p>水銀を含む廃棄物</p>	<p>II 水銀に汚染された廃棄物</p> <p>燃え殻、灰塵、ばいじん、汚泥、廃酸・廃アルカリ</p> <p>ばいじん</p>	<p>III 水銀使用製品廃棄物</p> <p>水銀使用製品</p> <p>水銀使用製品</p> <p>水銀使用製品</p>
--	---	---

<p>水銀(金属水銀)・水銀化合物 ~金属水銀そのものや粉砕されていない水銀化合物が廃棄物となったもの~</p> <p>廃水銀等<新設> 産業廃棄物</p> <p>(1) 特定廃材^{※1}から生じた水銀又は水銀化合物 <small>特定廃材以外から生じた水銀又は水銀化合物(小中学校等の実験で用いた水銀又は無機水銀廃棄物の水銀含有率は認められませんが、廃水銀等に準じて処理が望まれます。)</small></p> <p>(2) 水銀を含む産業廃棄物等から回収された水銀</p>	
<p>水銀を含む廃棄物の回収</p> <p>水銀を含むその廃棄物が含まれている物</p> <p>水銀使用製品が産業廃棄物となったもの</p>	<p>廃棄物等から回収された水銀等の例</p> <p>水銀を含む再生資源から回収した水銀、水銀を含むばいじん等から回収した水銀、水銀を含む特別管理産業廃棄物から回収した水銀、産業廃棄物処理場の排ガス処理工程において回収された水銀、水銀を不純物として含む天然資源の生産過程から回収された水銀</p> <p>蛍光灯管、水銀電池、水銀スイッチ・リレー、水銀を含む計測機器(気圧計、温度計、圧力計、濃度計、体温計、血圧計)から回収した水銀 (水銀使用製品の製造により濃度が水銀含有率に達しない。)</p>
<p>廃水銀<新設></p>	<p>特別管理一般廃棄物</p> <p>一般廃棄物から回収された水銀</p> <p><small>【例】家庭から排出される水銀使用製品などから回収された水銀</small></p>

<p>水銀に汚染された廃棄物 ~水銀及び水銀化合物を含む汚泥、焼却灰等の廃棄物~</p> <p>水銀含有ばいじん等<新設> 産業廃棄物</p> <p>ばいじん、燃え殻、汚泥、灰塵: 水銀含有量が 15 mg/kg を超えるもの 廃酸・廃アルカリ: 水銀含有量が 15 mg/L を超えるもの</p>										
<p>特定有害産業廃棄物(燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸・廃アルカリ)</p> <p>特定有害産業廃棄物に該当するもの及び判定基準 (以下の濃度を満たさないもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>廃棄物の種類・性状</th> <th>アルキル水銀化合物</th> <th>水銀又はその化合物</th> </tr> <tr> <td>燃え殻、ばいじん^{※2}、汚泥^{※2}及びそれらの処理物(廃酸・廃アルカリを除く)、燃え殻を含む</td> <td>抽出量が抽出されないこと</td> <td>抽出量 0.005 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>廃酸・廃アルカリ^{※2}及び燃え殻、ばいじん^{※2}、汚泥^{※2}及び燃え殻・廃アルカリ^{※2}の処理物である廃酸・廃アルカリ</td> <td>抽出されないこと</td> <td>含有量 0.05 mg/L 以下</td> </tr> </table>	廃棄物の種類・性状	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	燃え殻、ばいじん ^{※2} 、汚泥 ^{※2} 及びそれらの処理物(廃酸・廃アルカリを除く)、燃え殻を含む	抽出量が抽出されないこと	抽出量 0.005 mg/L 以下	廃酸・廃アルカリ ^{※2} 及び燃え殻、ばいじん ^{※2} 、汚泥 ^{※2} 及び燃え殻・廃アルカリ ^{※2} の処理物である廃酸・廃アルカリ	抽出されないこと	含有量 0.05 mg/L 以下	<p>特別管理産業廃棄物</p> <p>水銀含有率が水銀含有ばいじん等^{※1}にばいじん、燃え殻、汚泥、灰塵が1,000 mg/kg、廃酸・廃アルカリ: 1,000 mg/L を超えるもの</p> <p>本邦約定基準を超える毒性を示す有害な産業廃棄物(ばいじん、汚泥等)であっても、特定施設以外から生じたものは特別管理産業廃棄物に該当しません。 <small>(有害な廃棄物の規制等に関する法律(廃棄物の規制に関する法律)第24条)</small></p>
廃棄物の種類・性状	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物								
燃え殻、ばいじん ^{※2} 、汚泥 ^{※2} 及びそれらの処理物(廃酸・廃アルカリを除く)、燃え殻を含む	抽出量が抽出されないこと	抽出量 0.005 mg/L 以下								
廃酸・廃アルカリ ^{※2} 及び燃え殻、ばいじん ^{※2} 、汚泥 ^{※2} 及び燃え殻・廃アルカリ ^{※2} の処理物である廃酸・廃アルカリ	抽出されないこと	含有量 0.05 mg/L 以下								
<p>ばいじん</p>	<p>特別管理一般廃棄物</p> <p>動力50kg以上(積込機等の場合は、処理動力200kg/時以上又は火粉千重量5kg以上)の一般廃棄物処理場から発生するばいじん(集じん機等で集められたもの)が含まれます。</p>									

① 水銀廃棄物の分類と廃棄物処理法上の区分の概要

② 水銀(金属水銀)・水銀化合物

- 特別管理産業廃棄物 (廃水銀等)
- 通常の産業廃棄物の区別

③ 水銀に汚染された廃棄物

- 特別管理産業廃棄物 (特定有害産業廃棄物)
- 産業廃棄物 (水銀含有ばいじん等)
- 通常の産業廃棄物の区別

- 水銀回収の対象

東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(2/4ページ)

水銀廃棄物の分類 (2/2)

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物 ～水銀又はその化合物が使用されている製品(水銀使用製品)が産業廃棄物となったもの～

水銀使用製品産業廃棄物<新設> 水銀が使用されているものは、日本製は1994年(平成6年)以降製造のもので、外国製のものは、製造された年月が不明なものであるが、製造された年月が不明なものは、製造された年月が不明なものと見做す。

(1) 水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

№	水銀使用製品産業廃棄物名	材料 部品	回収 ※3	№	水銀使用製品産業廃棄物名	材料 部品	回収 ※3
①	水銀電池		◎	①	顔料	×	◎
②	空気亜鉛電池		◎	②	紙(行(二薄本封筒)に用いられるものに 限る。)		◎
③	蛍光灯及びLED(水銀が肉眼で確認できる ものに限る。)	×	◎	③	灯台の回転装置		◎
④	蛍光灯(沖圧型蛍光灯及び外部電極 蛍光灯を含む。)	×	◎	④	水銀用トキメーター調整装置		◎
⑤	HIDランプ(高圧放電ランプ)	×	◎	⑤	水銀添加装置		◎
⑥	放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)	×	◎	⑥	差圧式流量計		◎
⑦	農業		◎	⑦	傾斜計		◎
⑧	気圧計		◎	⑧	固定式検量機	×	◎
⑨	湿度計		◎	⑨	計測電極		◎
⑩	液柱形圧力計		◎	⑩	秤力計		◎
⑪	弾性圧力計(ダイヤル式のものに限る。)	×	◎	⑪	医薬品		◎
⑫	圧力伝送機(ダイヤル式のものに限る。)	×	◎	⑫	水銀の製剤		◎
⑬	真空計	×	◎	⑬	塩化第一水銀の製剤		◎
⑭	ガラス製湿度計		◎	⑭	塩化第二水銀の製剤		◎
⑮	水銀圧力式湿度計	×	◎	⑮	有機第一水銀の製剤		◎
⑯	水銀体温計		◎	⑯	有機第二水銀の製剤		◎
⑰	水銀式血圧計		◎	⑰	有機第三水銀の製剤		◎
⑱	湿度計台枠		◎	⑱	有機第四水銀の製剤		◎

※3 回収欄に◎印のものは、水銀回収(中間処理)において、当該産業廃棄物から水銀を分離して取り出し回収業者へ引き渡さなければならない。◎印は、回収業者へ引き渡さなければならない。

(2) 上記(1) (×印のあるものを除く。)を材料又は部品として用いて製造されるもの(製造現場)

対象となる製造現場の例	左記製造現場に用いる材料・部品の例
印刷機、顔料カマメの露出計	①水銀電池
補綴機、ペーシェー(ポケットベル)	②空気亜鉛電池
ディーゼルエンジン、空機機(ガス調整機)、ピクノメータ、引火点試験機	③蛍光灯
※1に於いて、原料や材料が追加・添加等された製品や部品等は対象外	④ガラス製湿度計
	⑤顔料

(3) 上記(1) (2)のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

製品本体にある水銀使用表示例

- 日本語による表記(例:水銀)
- 化学記号(Hg)
- 英語による表記(Mercury)
- J-Moss水銀含有表示(右図は一例)



 J-Moss 水銀含有表示の例

これらが表示されている製品のうち、浮ひょう形湿度計、積層時間計、ひまみゲージセンサー、電圧計、シャイロコンパス等は、水銀回収が必要です。



空気亜鉛電池



HIDランプ



蛍光灯



水銀式血圧計



回転式検量機(表示あり)

一般廃棄物 水銀使用製品産業廃棄物のうち家庭から排出されるものは一般廃棄物に該当します。

④ 水銀使用製品産業廃棄物

● 該当する製品

● 水銀回収の対象

※ 図の(1)～(3)のいずれかに該当する物は、産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物)

身近な物では「蛍光灯」や「水銀体温計」などが該当します。

(LED蛍光灯、電子体温計など、水銀が入っていない物は対象外)

例えば、廃蛍光灯の処理なら・・・
品目：(廃プラ)、金属くず、ガラスくず
区分：水銀使用製品産業廃棄物
 の記載が許可証に必要です。

処理業者の許可申請・届出

廃水銀等 特別管理産業廃棄物 平成 28

事業種別許可 処分許可
 廃水銀等の収集運搬業又は処分業を行うため、運搬業許可又は処分管理産業廃棄物処分業許可は、変更許可の手続きが必要です。

施設設置許可
 廃水銀等の固化施設は、廃棄物処理法 15 条の施設設置許可が必要です。

必要書類等、手続の詳細は東京都環境局のホームページ、または、産業廃棄物処理課にお問い合わせください。
http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/01/01_01_01.html

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物 産業廃棄物 平成 29 年 10 月 1 日から施行

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物について、平成 29 年 10 月 1 日より、許可においてその取扱いを別らにすることとなりました。
 東京都では、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処理業者として、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を引き継ぎ取り扱う方に対して、
平成 34 年 9 月 30 日までの間、変更届の手続きにより、許可証を交付しています(平成 29 年 7 月 18 日から交付しています)。
 なお、平成 34 年 10 月 1 日以後は、変更許可の手続きを取り換えることとなります。
 (許可証の記載事項)
品目 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
区分 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
 (水銀使用製品産業廃棄物と兼する)

経過措置として、同基準廃棄物を届出から取り扱ってきた産業廃棄物処理業者は、平成 34 年 9 月 30 日までは、上記の許可証の更新を済ませるまでの間も、引き続き取り扱うことが出来ます(ただし、下記の処理基準等の遵守は必要です！)。

処理基準の遵守を確認するため、運搬容器や施設の写真等を変更届に添付して提出していただく必要があります。必要書類、手続の詳細は東京都環境局のホームページ、または、産業廃棄物処理課にお問い合わせください。
http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/01/01_01_01.html

排出事業者の委託基準等

～排出事業者は、水銀廃棄物の処理を他人に委託するに際して、産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の一般的な規定に加え、以下の事項が必要となります～

廃水銀等 特別管理産業廃棄物 特別管理産業廃棄物処理業の許可で、廃水銀等を許可品目として持っている処理業者に委託する必要があります。委託契約書やマニフェストには、廃棄物の種類として「廃水銀等」を記載する必要があります。

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物 産業廃棄物 平成 29 年 10 月 1 日から施行

委託契約書の記入例

品目/種類：蛍光灯/ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物)※5

数量、価格：※4kg、〇〇円

※5 別用している契約書の各欄式に合わせてこれらの項目を記載してください。WDS 参照時、別紙添付によりこれらの項目や数量を補記することも可能です。下記(参考)参照。※6

(1) 処理業者の許可の範囲
 処理業者の産業廃棄物処理業許可の範囲に当該廃棄物の種類、限定条件が含まれている者に委託することが必要です(経過措置などは、上記「処理業者の許可申請・届出」の項を参照してください)。

(2) 委託契約書
 委託契約書に水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれている場合はその旨を記載してください。WDS などを用いて適正処理に必要な情報を委託者に伝えることが必要です(契約締結中であっても、廃棄物の性状等に変更があるときは WDS を再発行するなど委託に必要な情報を伝達してください)。
 経過措置として、既に締結している契約書については、次の契約更新時に当該事項を記載してください。

(3) 処理業者の処理方法の確保
 廃棄物の性状(水銀濃度、製品の種類など)に応じた処理(水銀回収、排出ガスの処理など)を適切に行える処理業者に委託することが必要です。中間処理を委託するためには、水銀が空気中に放出しない措置が講じられた施設のある処理業者に委託することが必要です。

廃棄物の引渡し
 (1) マニフェスト マニフェストの記入例 蛍光灯/ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物) / ※4kg ※6

(2) マニフェストに水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合はその旨及びその数量を記載することが必要です。

(3) 情報の伝達
 引き渡しの際、必要に応じて、マニフェストの欄外に記載する等して、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が水銀回収の必要なものである場合はその旨、水銀が使用されている部品・材料の処分等の必要な情報を処理業者に伝えるよう努めてください。

※6 (参考！) 「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」は、「廃プラスチック類」「ガラス陶磁器くず」「市泥」「ばいじん」などのような廃棄物の種類(品目)ではなく、各品目の限定条件を表す言葉です。例えば、右向き産業廃棄物(非可燃性アスベスト)であるガラス陶磁器くずを、「ガラス陶磁器くず(右向き産業廃棄物)」と表示することと同じ扱いです。

- ⑤ 排出事業者の委託基準等
- 水銀廃棄物の処理委託時の契約書、マニフェストの記載など
- 廃棄物の内容に応じて、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」を扱えることが許可証に記載された処理業者への委託が必要(経過措置における例外あり)

東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(4/4ページ)

水銀廃棄物の処理基準 ～水銀廃棄物については、産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の一般的な処理基準に加え、以下の処理基準が新たに規定されました～

水銀等（新設）	特別管理産業廃棄物	廃棄基準及び収集運搬基準 平成29年4月1日から施行 処分基準 平成29年10月1日から施行
<p>廃棄基準</p> <p>(1) 容器に入れて密封する等飛散・流出・揮発の防止措置</p> <p>(2) 漏洩にさらされないために必要な措置</p> <p>(3) 漏洩の防止のために必要な措置</p>	<p>収集運搬基準</p> <p>(1) 他の物と区分して運搬</p> <p>(2) 運搬容器（密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと）に収納</p> <p>(3) 覆替え・保管を行う場合は、左記の保管基準と同様の措置</p>	
<p>中間処理基準（酸化・固定化） 水銀等の増加分を行う場合には、あらかじめ酸化し、及び固定化することが必要です。</p> <p>(1) 精製設備を用いて精製し、酸化設備を用いて酸化と化学反応させて酸化水銀とする（令8条の5第1項3号ル、平4令第194号）</p> <p>(2) 酸化設備を用いて結合剤（改良炭素）により固定化する（附52条第5号）</p> <p>(3) 上記(1)(2)の酸化・固定化した廃水銀等（廃水銀等処理物）などは処理後も特別管理産業廃棄物となります。精製に伴って生じた残渣のみは特別管理産業廃棄物から除外されます（規則1条の2第6項）。</p>		
<p>最終処分基準</p> <p>酸化・固定化した廃水銀等（廃水銀等処理物）は、増加分を基準値を超過した場合は適型型増加分分場で、同基準以下である場合は追加措置がとられた管理型増加分分場で処分してください（令8条の5第1項2号イ・ロ、規則8条の10の3）。</p> <p>※7 排出濃度が水銀：0.005mg/L以下、アルカリ水銀：不検出</p> <p>※8 ①一定の濃度において分散しないよう行う。②他の物と区分する措置。③水銀の流出を防止する措置。④雨水の浸入を防止する措置</p>		
<p>特別管理産業廃棄物である水銀等と特別管理産業廃棄物である水銀等は、区分しないで処理することができます（規則8条の4）（新設）。</p>		
水銀含有ばいじん等（新設）	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
<p>廃棄基準</p> <p>廃棄物の「廃棄物の種類」欄に水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載</p> <p>(例) 汚泥（水銀含有ばいじん等）</p>	<p>収集運搬基準</p> <p>(1) 性状に応じて必要に応じて二重二重包や高度対策の措置を執ることが望まれます。</p> <p>(2) 覆替え・保管を行う場合は左記の保管基準と同様の措置</p>	
<p>中間処理基準 処分又は再生を行う場合は次による必要があります。</p> <p>(1) 水銀が大気中に飛散しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 以下のものは、あらかじめ増加分の処分方法により、水銀回収（当該産業廃棄物から水銀を分離して取り出し、回収すること）すること、※9-ばいじん、燃えがら、汚泥、乾かき：含有量1,000mg/kg以上、</p> <p>- 燃焼又は焼アスカリ：含有量1,000mg/L以上（これらの濃度以下のものも水銀回収するよう努めることが望まれます。）</p> <p>(3) 増加分に先立ち、ばいじん、燃えがら、汚泥は増加分基準（水銀：0.005mg/L、74種水銀：不検出）以下となるよう処理（平4令第194号）するが、又は固定化（附52条第5号）すること（固定材には既アルカリセメント等を使用すること）。</p> <p>(4) 回収した水銀を処分する場合は、「廃水銀等」として取り扱うこと。</p> <p>※9 特別管理産業廃棄物である、乾かき、ばいじん、汚泥及び燃焼・焼アスカリも、同様の含有量のものは水銀回収が必要。（規則8条の10の3の2）（新設）。</p>		
<p>最終処分基準 増加分基準（水銀：0.005mg/L、74種水銀：不検出）以下のものは管理型増加分分場で、超過している物は適型型増加分分場で処分する必要があります。</p>		
水銀使用製品産業廃棄物（新設）	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
<p>廃棄基準</p> <p>(1) 他の物と混合しないための仕切りを設ける等の措置</p> <p>(2) 廃棄物の「廃棄物の種類」欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載（例）ガラスくず、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物）</p> <p>(3) 破損、水銀の流出を防止すること。破損した物は密閉した容器に入れる等、水銀が飛散、流出しないよう措置すること。</p>	<p>収集運搬基準</p> <p>(1) 研砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。</p> <p>(2) 覆替え・保管を行う場合は、上記の保管基準と同様の措置</p>	
<p>中間処理基準 処分又は再生を行う場合は次による必要があります。</p> <p>(1) 水銀が大気中に飛散しないよう必要な措置を講ずること。切削、洗浄、破砕等の中間処理を行う場合は、排気処理設備を備えた密閉された施設等で行う等の措置を講ずること。</p> <p>(2) 水銀使用製品産業廃棄物や自白のもの（前2頁(1)及び(3)）は、あらかじめ燃焼等の方法又は貯入された水銀を分離する方法によって、水銀が大気中に飛散しないよう必要な措置が講じられている方法により、水銀回収（当該産業廃棄物から水銀を分離して取り出し、回収すること）すること（それら以外の水銀使用製品産業廃棄物も水銀回収するよう努めることが望まれます。）</p> <p>(3) ガラスくず等の破砕処理物は、排出試験（附48条第13号）の結果を踏まえ、適切に処分又は再生し、増加分を行う場合は、必要に応じて不揮化等（平4令第194号）（附52条第5号）の措置を行うことが望まれます。</p> <p>(4) 中間処理後であっても、ばいじん、燃えがら、汚泥、燃焼・焼アスカリであるものは、排出試験（附48条第13号）、含有量試験の結果を踏まえ、適切に処分すること。</p> <p>(5) 回収した水銀を処分する場合は、「廃水銀等」として取り扱うこと。</p>		
<p>最終処分基準 安定型最終処分場に埋立ててはならない（水銀回収等の処理を施したものであっても同様です。）。</p>		

より詳しい情報は、「水銀廃棄物ガイドライン」（環境省大臣官庁廃棄物・リサイクル対策部 平成29年6月）等を参照してください。

平成29年10月1日施行 東京都環境局

⑥各水銀廃棄物の処理基準

● 排出事業者による事業所での保管時には**保管基準の遵守**が、自らの運搬時には**収集運搬基準の遵守**が必要

● 処理業者（収集運搬業者、処分業者）への委託では、**その業者が処理基準を遵守していることの確認**が大切

参考資料（ホームページ）

●東京都環境局「水銀廃棄物の取扱いについて」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.html

※ 本日よりご紹介したリーフレット

「水銀廃棄物の取扱いについて」のPDF版を掲載

●環境省「水銀廃棄物関係」

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

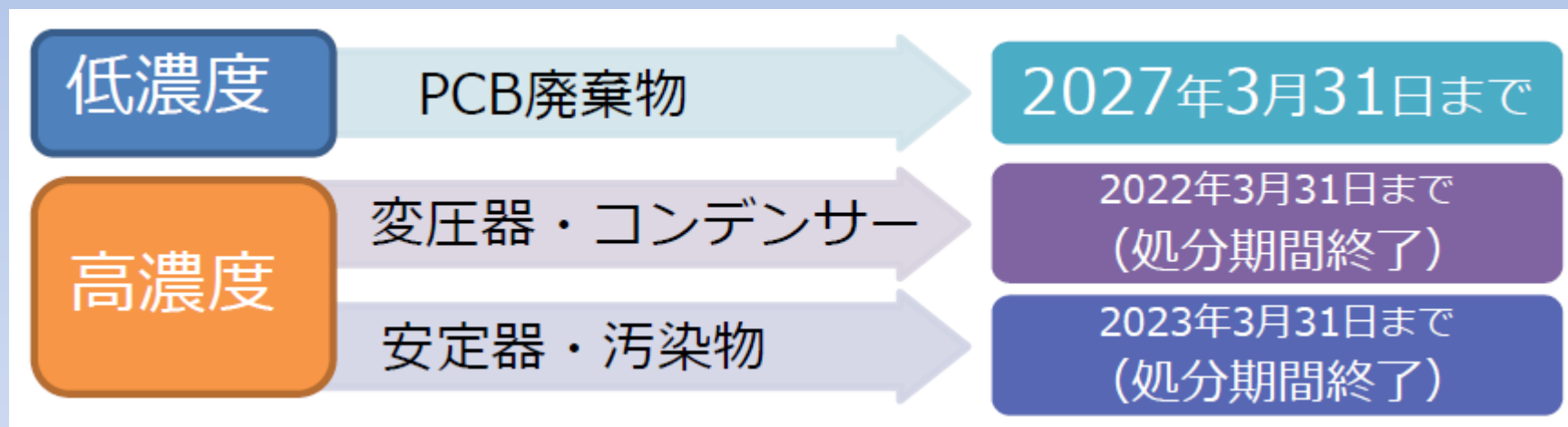
「水銀廃棄物ガイドライン」

「廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&A」など

9 有害物等の廃棄物処理について (PCB)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

処理期限が法律で定められています！
期限内処理にご協力をお願いします。



→詳細はコチラ

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.files/PCB.pdf

10 リチウムイオン電池 混ぜて 捨てちゃダメ！プロジェクト

危険! リチウムイオン電池

混ぜて 捨てちゃダメ!

(例)●●市では、危険・有害ごみで回収しています!



リチウムイオン電池は、過度な力が加わると発熱・発火し危険です!



○リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ! プロジェクト (東京都)

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/battery/>



○リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン (環境省)

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/campaign.html

11 まとめ

適正な産業廃棄物処理に向けて



- 処理委託するまでの産業廃棄物の保管は適正か
- 産業廃棄物処理委託契約は適正か
- マニフェストの交付・確認・保管は適正か
- 処理料金は適正か。直接払いか
- 処理（運搬・処分）状況の確認は行っているか
- 優良業者の活用を（第三者評価制度等）
- 有害廃棄物はそれぞれの基準を遵守できているか

参考情報（パンフレット類）

- ☆ パンフレット、ガイドブック等
 - 「東京都 産業廃棄物 広報」でクリック
 - 産業廃棄物適正処理ガイドブック（令和元年10月）
 - 産業廃棄物適正処理ハンドブック（令和4年5月）
 - 水銀廃棄物の取扱いについて（平成30年5月）
 - 建設廃棄物を適正に処理するために（平成23年10月）
 - 建設工事・解体工事を行う皆様へ（令和4年5月）

- ☆ 産業廃棄物処理委託モデル契約書
 - 「東京都 産業廃棄物モデル契約書」でクリック

参考情報（重要通知、連絡先等）

☆ 環境省通知

- 産業廃棄物管理票制度の運用について
（平成23年3月17日）
- 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について
（平成29年3月21日）
- 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について
（平成29年6月20日）
- 行政処分の指針について
（令和3年4月14日）

☆ 処理業者を探す

- 東京都処理業者検索システム
「東京都 産業廃棄物 処理業者」でクリック
- 東京都産業資源循環協会 03-5283-5455

☆ 全般的なお問合せ

- 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当
03-5388-3586

産業廃棄物の適正処理にご協力を
お願いいたします！



研修、お疲れ様でした。